

心身に障害のある方、ひとり親家庭等の方へ

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方は、現況届

各種手続きについてお知らせ

- 必要書類 ▼手当証書▼印鑑
- ▼市からの通知に記載してある書類
- 児童扶養手当現況届時窓口
 - 時 8月11日(月)～15日(金) 午前9時～11時30分と午後1時～4時
 - 場 市役所16相談室(子育て推進課隣)
- 夜間・日曜日窓口
 - 時 8月15日(金) 午後5時30分～8時
 - 時 8月17日(日) 午前9時～11時30分と午後1時～4時
 - 場 市役所1階
- 受付期間
 - ▽児童扶養手当
 - 8月1日(金)～29日(金)〔8月17日以外の土曜・日曜日を除く〕
 - ▽特別児童扶養手当
 - 8月11日(月)～9月10日(水)〔土曜・日曜日を除く〕
 - ▽児童扶養手当
 - 子育て推進課給付係(市役所1階)。郵送不可。

心身障害者手当など未申請の方は申請をしてください

市や都、国は心身に障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、各種手当の支給や医療費の助成(下表)を行っています(所得制限あり)。これらの手当は申請しないと受け取ることができません。該当する方で、これまで申請したことがない方は、障害福祉課業務係(市役所1階)でお早めに手続きをお願いします。なお、現在、支給や助成を受けている方は手続きの必要はありません。

問 障害福祉課業務係 ☎(529)7100

心身障害者(児)手当など一覧		平成26年7月現在		
手当などの種類	対象となる方	手当・助成を受けられない方	手当月額 支給月	
市の制度	心身障害者手当	▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋い縮症の方	①難病手当受給者 ②心身障害者福祉手当受給者 ③施設入所者 ④65歳以上で新規に身体障害者手帳などを取得した方 ⑤児童育成(障害)手当受給者	6,000円 4月 8月 12月
		▶身体障害者手帳3級・4級、愛の手帳4度の方		4,500円
	難病手当	国・都の指定する特殊疾病の認定(郵医療券)を受けた方	▷心身障害者手当受給者 ▷上記②③⑤該当者 ▷65歳以上で新規に左記の特殊疾病の認定を受けた方	8,000円
都の制度	心身障害者福祉手当	20歳以上の方で、 ▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋い縮症の方	▷心身障害者手当受給者 ▷上記①③④該当者	15,500円 4月 8月 12月
	重度心身障害者手当	▶重度の知的障害で、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する方 ▶重度の身体障害と重度の知的障害が重複する方 ▶重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることも困難な程度の方	▷施設入所者 ▷病院などに3か月以上入院している方 ▷65歳以上で新規に身体障害者手帳などを取得した方	60,000円 毎月
国の制度	特別障害者手当	重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方〔くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください〕	▷施設入所者 ▷病院などに3か月以上入院している方	26,000円 5月 8月 11月 2月
	障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方〔くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください〕	▷施設入所者 ▷当該障害を支給理由とする年金の受給者	14,140円
その他	障害者医療費助成制度	▶身体障害者手帳1級・2級(内部3級)、愛の手帳1度・2度の方	▷生活保護受給者 ▷65歳以上で新規または更新により身体障害者手帳などを取得した方	保険診療の自己負担医療費の一部を助成

※65歳未満で心身障害者手当または難病手当を受給中の方が、より月額の高い手当の対象となる障害に該当された場合は、今まで受給していた手当を中止し、新しく該当した障害で一覧上段の3種の中から受給できる手当を申請し直すことができます(一部例外がありますので、くわしくはお問い合わせください)。
※表中「施設入所者」の施設とは、障害者支援施設、障害児入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。グループホーム、ケアホームは含みません。

親医療費助成制度

現況届を発送します

所1階多目的プラザ
なお、手当を受けている方と、その同居親族で、今年の1月2日以降立川市に転入した方は、1月1日現在に住んでいた区市町村が発行する平成26年度の課税・非課税証明書を、現況届と一緒に提出してください。

問 子育て推進課給付係・内線1346

私立幼稚園補助金へ未申請の方は手続きを
市は、私立幼稚園に通園しているお子さんがいる世帯に、所得に応じて補助金を交付しています▼対象は市内在住で幼稚園(市外幼稚園も含む)に通園しているお子さんがいる世帯(所得制限あり)▼申請方法は通園している幼稚園が配布する調書に必要事項を書いて、幼稚園に提出してください。幼稚園から調書が配布されない場合は、子育て推進課にご連絡ください。くわしくは市ホームページをご覧ください。
問 子育て推進課子育て推進係・内線1341



ヤゴの救出

たちかわし環境ブックで活動をPRしませんか

市は、年1回「たちかわし環境ブック」を発行しています。この冊子は、立川市における環境実態や市民・市内事業所の皆さんの環境関連活動などを紹介しているものです。皆さんの環境活動のPRの場としてご利用ください。
申 環境対策課(市役所2階)で配布している「環境活動PR用紙」(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を書いて、8月29日(金)までにファクスかEメールで環境対策課へ内線2243 FAX(524)2603 eka nkyoutaisaku@city.tachikawa.lg.jpへ



問 子育て推進課給付係・内線1345
また、ひとり親などの世帯で、この親医療費をお持ちでない方は申請が必要です。申請する方は、必要な書類等をお問い合わせください。